

6) 本判決10頁で『(3)ところが、本件長期評価が今後発生する可能性があるとした地震の規模は、津波マグニチュード8.2前後であったのに対し、本件地震の規模は、津波マグニチュード9.1であり、本件地震は、本件長期評価に基づいて想定される地震よりもはるかに規模が大きいものであった。また、本件試算津波による主要建屋付近の浸水深は、約2.6m又はそれ以下とされたのに対し、本件津波による主要建屋付近の浸水深は、最大で約5.5mに及んでいる。そして、本件試算津波の高さは、本件敷地の南東側前面において本件敷地の高さを超えていたものの、東側前面においては本件敷地の高さを超えることはなく、本件試算津波と同じ規模の津波が本件発電所に到来しても、本件敷地の東側から海水が本件敷地に浸入することは想定されていなかったが、現実には、本件津波の到来に伴い、本件敷地の南東側のみならず東側からも大量の海水が本件敷地に浸入している。』

とし、

続いて同10頁で『これらの事情に照らすと、本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。』

としている。

まとめ：不当判決のカラクリ：その4

上記本判決10頁の中で、

『本件敷地の東側から海水が本件敷地に浸入することは想定されていなかった』

としているが、

上記 **その4** は、 **その1** で不当な「東側「海拔4mの区画（敷地）」外し」を仕組んでいるから成り立つのであり、東側「海拔4mの区画（敷地）」には8.4m～10.2mもの大津波（1号機～6号機の残留熱除去海水系ポンプが全滅）が想定されていたのであるから、

その4は不当な「東側(大津波)隠し」である。

なお、海水ポンプが設置された東側「海拔4mの区画」は東電と国が隠したい区画である。

まとめ：不当判決のカラクリ：その5

上記本判決10頁の中で、

『（設計される防潮堤等は、本件敷地の）南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く』としているが、

上記 **その5** は、 **その1その4** で「東側(大津波)隠し」を行ない、残った方角の「南東側」に視点を移すという仕組まれた「東側」と「南東側」の「方角スリ替え」が行なわれており、

その5は巧妙な「方角スリ替え」である。

なお、海水ポンプが設置された東側「海拔4mの区画」は東電と国が遠ざけたい区画である。

まとめ：不当判決のカラクリ：その6

上記本判決10頁の中で、

『本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。』

としているが、

上記 **その6** は、 **その1** **その4** を背景に **その5** で「方角スリ替え」

を行ない東側を排除しておいて、『(設計される防潮堤等は、) (東側から) 大量の海水が本件敷地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。』としたものであり、方角をスリ替えておいて「防ぐことができるものにはならなかった・・・」との論理立ては、「防ぐことができるものにはならなかった・・・」を得たいがためのスリ替えであり、わざとであり仕組以外のふさわしい言葉が見つかりません。

その6は「方角スリ替え」によって仕組まれた仕組である。

(下司の勘ぐり：スリ替えなければ、防ぐことができた。だから、スリ替えた。)

下記に示すように東電の対策案は、南東側ではなく東側に主眼が置かれており、本判決が「方角スリ替え」に基づく論理的に不当な判決、つまり空理空論であることの証左である。

(下記、別件-福島原発刑事裁判第1回公判-20170630-要旨告知された証拠より。)

平成20年2月5日に長澤氏が酒井氏らに送信したメールには、武藤副本部長のお話として、山下所長経由でおうかがいした話ですと、海水ポンプを建屋で囲うなどの対策が良いのではとのこと。

(下記、東電事故調査報告書20120620 本編pdf44枚目 (23頁) の一部分)

- 平成20年7月31日に武藤原子力・立地本部副本部長、吉田部長らに対して土木調査グループから前回の打合せで示した試し計算を前提とした場合の再説明が行われた。津波対策については、一般的な方法として防波堤等を設置する案で例示したが、実際に設置できるか否かの施工の実現性は考慮せず、発電所沖合を設置場所としている。このため、建設費も概算であり、そのオーダーは数百億円、工期も意思決定から防波堤完成まで約4年と推定している。沖合に設置する防波堤の高さは、津波が超えない高さとし、この対策が実際にできたとしても、海水ポンプが設置されている敷地レベル (O.P. + 4.0 m) で水位の低減は1～2 m程度と説明している。ただし、防波堤長さを長くすれば建屋敷地レベルへの遡上は大幅に軽減され、建屋敷地レベルに数mの防潮堤設置で対応できるとしている。

(下記、別件-福島原発刑事裁判第1回公判-20170630-要旨告知された証拠より。)

甲A120 平成22年8月27日に東京電力社内で行われた第1回福島地点津波対策ワーキングの議事録と資料です。

議事録には、土木調査Gr (グループ) からの報告として、「土木側の対策として防潮堤の設置を検討していたが、『発電所設備は、守れても発電所周辺の一般家屋等に影響するのは、好ましくない。』との社内上層部の意向があり、本検討中は中断中。」

機器耐震技術Gr (グループ) (電圧班) からの報告として、「推本のO.P. 10m以上の津波に対しては、既存の非常用海水系電動機では、機能を維持出来ないため、水密化電動機の開発について実現性の可否を含めて検討中。」「推本のO.P. 約10m津波の衝撃力に対する電動機及びポンプの耐力評価を行った結果、衝撃力に耐えられないという結果が出ており、津波対策として水密化電動機を採用する場合には、防潮堤、防護壁、建屋等の津波衝撃力緩和策及び漂流物防止策も同時に実施することが必須。」

などの記載があります。

ちなみに、

本最高裁判決は、原審（仙台高等裁判所）の判決をひっくり返していますが、本最高裁判決は、原審が否定した下記の国の主張に沿ったものになっています。

（下記は、原審20200930の一部分です。199頁と200頁を結合してあります。）

もつとも、一番被告らは、本件事故後に平成20年試算に基づく本件試算津波に対して対応することができる防潮堤を設置した場合のシミュレーションを行ったところ、本件試算津波は福島第一原発から南東方向の沖合に置かれた波源からの津波であったことから、福島第一原発の敷地南側から大きなものとなり、主要建屋が存在する10m盤に津波が流入してくるのは敷地南側からのみであるため、
199
仮に本件試算津波を本件事故前に予想でき、高い波高が予測される場所（南側）にそれに応じた高い防潮堤を設置していたとしても、これでは敷地の北側、東側及び南側の全ての方向から到来した本件津波による浸水を回避できなかつたと主張する。

国のねらいは、国が東電に命じて防潮堤を設置していたとしても「津波による浸水を回避できなかつた」のであるからして、国が東電に命じていなかったからといって国に規制権限不行使の責任が発生することはない、との論理展開をすることである。

下記は本判決の再掲（本判決は、上記国の主張の最後4行に沿ったものである）

本判決の10頁で『これらの事情に照らすと、本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかつた可能性が高いといわざるを得ない。』

としているが、

そもそも、

血を流さずに肉を切り取ることが出来ないように

最高裁判決の言う南東側前面にだけ15.707mに対応する防潮堤を他に何の影響も与えずにポンと置くようなことは出来ないのである。

仮に闇夜にポンと防潮堤を置けたとしても、夜が明ければ必ず見つかる。

「あれはいったい何なんだ」と周辺自治体に説明を求められる。

「三陸沖から房総沖の日本海溝において津波地震が発生する可能性があるのもそれに対応するためのものである」。

「そんな素っ頓狂な話があるか。東側はどうなんだ、北側はどうなんだ」と必ずなる。

残留熱除去海水系ポンプが水没することが明るみに出る。

「津波が来れば住民避難指示を伴う事故になるような危険なプラントの運転は信義に反しており運転員に運転をさせるのは酷であるし、職場環境配慮義務違反だし、運転員に運転をさせるわけにはいかない。安全になるまで運転停止だ。」となり、組合からも対応を迫られる。

最高裁判決の言うように東側（海の真正面）には何もせず、南東側（敷地の外れ）にだけ15.707mに対応する防潮堤を他に何の影響も与えずに設置するようなことは出来ないし、またそのような素っ頓狂なことには決してならないのである。

なぜなら、そこには人間がいるからである。

原発の周辺には人々が住んでいる。

原発の周辺には人々の営みがあるのである。

原発は決して絶海の無人島にある訳ではない。

周辺の人に対する心遣いがなければ原発は運転出来ない。

原発は人が運転している。決して全自動無人運転ではない。

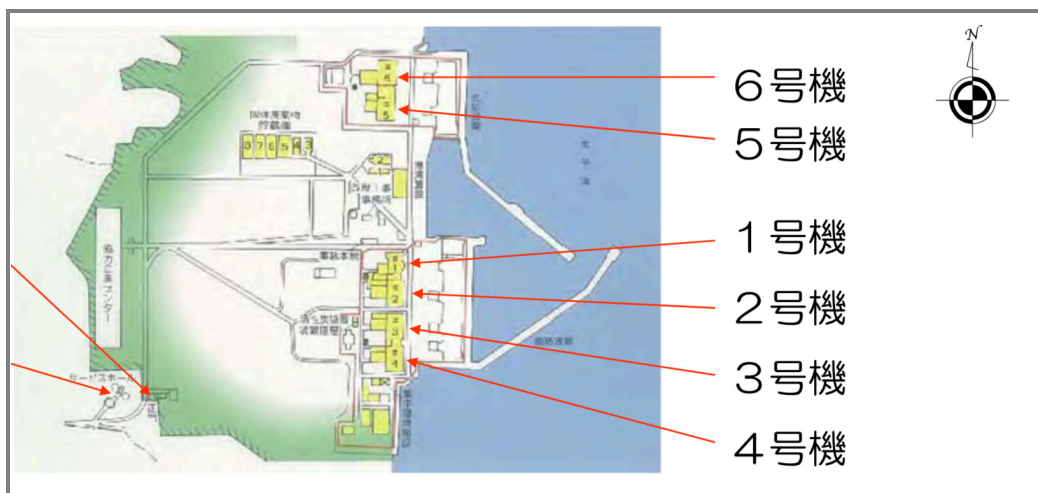
本判決多数意見は、人間の気配が無いのである。

本判決多数意見は、血が通っていないのである。

本判決多数意見は、荒唐無稽の現実味のないもっともらしい絵空事である。

南東側にだけ10mの防潮堤を設置し、重要な設備が設置されている東側は何らの補強工事もせず、これは三陸沖から房総沖のどこでも発生する可能性のある津波に対処するためのものだという素っ頓狂で奇妙奇天烈な絵柄を見せられて、これに納得する人がいるだろうか。

本判決多数意見は、絵柄が成り立たないのである。



そんな誤魔化しは、いつかバレるに決まっている。

そのことに裁判官が気付いていないとすれば、尤もらしい誤魔化しに騙されやすい裁判官ということになり、恐ろしいことである。